

申請用写真サイズ等の変更のお知らせ

令和5年2月28日からタクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和45年運輸省令第六十六号)第三条第三項に基づく、タクシー運転者の登録申請書に添付する申請者の写真サイズについては、下記の通り変更となりますのでお知らせいたします。

なお、各種申請書に添付する写真サイズについても同様となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 申請用写真サイズ

縦6センチメートル×横4センチメートル

(単独、無帽、正面、無背景、顔の大きさ3センチメートル以上)

2 写真を添付する申請書

「登録申請書」 第二号様式

「運転者証交付申請書」 第九号様式

「運転者証訂正・再交付申請書」 第十号様式

「事業者乗務証交付申請書」 第十四号様式

「事業者乗務証訂正・再交付申請書」 第十五号様式

3 変更日

令和5年2月28日以降に当該申請を行うもの

※ 現在使用中の運転者証、事業者乗務証のお写真を張り替える必要はありません。

	改正後	改正前
運転者証	<p>第八号様式</p> <p>(裏)</p> <p>4cm</p> <p>3cm以上 6cm</p> <p>登録番号</p> <p>運転者名</p> <p>運転免許証の有効期限</p> <p>タクシー事業者名</p>	<p>第八号様式</p> <p>(表)</p> <p>5cm</p> <p>5cm</p> <p>登録番号</p> <p>運転者名</p> <p>運転免許証の有効期限</p> <p>タクシー事業者名</p>
事業者乗務証	<p>第十三号様式</p> <p>(裏)</p> <p>4cm</p> <p>3cm以上 6cm</p> <p>許可番号</p> <p>氏名</p> <p>運転免許証の有効期限</p>	<p>第十三号様式</p> <p>(裏)</p> <p>5cm</p> <p>5cm</p> <p>許可番号</p> <p>氏名</p> <p>運転免許証の有効期限</p>

以上

【問合せ先】登録課 TEL 03-3648-5561